



(配偶者案件)

平成18年 | 2月 日交付
(18 -)

殿

提出書類について

今後の調査において必要となりますので、下記の書類 (☑印のあるもの) を、本書を同封の上、至急 (2週間以内を目処に) 郵送して下さい。

なお、提出されたものは原則として返還しません。また、電話等による書類の到着確認には対応できませんので、あらかじめご了承下さい。

記

- 1 陳述書 (鉛筆使用不可。ボールペンで記載のこと)
- 2 身分を証明するもの
 - 本人 ・ の旅券 (パスポート) 写し全ページ
 - 本人 ・ の外国人登録証明書写し
 - 本人 ・ の身分証明書写し (運転免許・本国IDカード等)
 - その他 ()
- 3 婚姻を証明するもの
 - 戸籍謄本 (婚姻事実の記載があるもの。子がいる場合は子の記載があるもの)
 - 本国の戸籍謄本等
 - 婚姻届出受理証明書 婚姻届記載事項証明書
- 4 生活状況を証明するもの
 - 配偶者 ・ の住民票 (同居世帯全員分)
 - 本人 ・ の外国人登録原票記載事項証明書
 - 配偶者 ・ の在職証明書
(役員の場合は会社の登記簿謄本、自営であれば営業許可証等仕事の内容がわかるもの)
 - 直近1年間の年収がわかるもの (源泉徴収票、所得証明書、確定申告書等)
 - 年金、生活保護等の受給証明書類
 - 居住地の登記簿謄本もしくは賃貸契約書写し
 - 最寄り駅から居宅までの経路図 配偶者の履歴書
 - 母子健康手帳写し 子の在学証明書、出席・成績証明書
 - 預金通帳写し・使用中のもの全ページ
 - スナップ写真数枚 (特に結婚式、披露宴のもの)
 - その他 () 本人証明写真4枚 (5cm×5cm)

※ 下部を切り取り保管して下さい。

----- (キリトリ) -----

平成18年 | 2月 日 (18 -)

※ 連絡先の変更等、生活状況に変化があった場合は、必ず報告するようにして下さい。

〒 108-8255

東京入国管理局調査第三部門 (在宅事件担当)

3rd Investigation Department,

Tokyo Regional Immigration Bureau

東京都港区港南5-5-30 (5-5-30 Konan Minato-ku Tokyo)

Tel. 03 (5796) 7111